

6. 残土条例

残土の搬出に際しては、搬出先となる自治体の残土条例の有無などを確認する必要があります。

【解説】

近年、地域によっては、残土の受入先（いわゆる「残土処分場」）が不足し、不適切な残土の堆積による崩落災害などが発生しているため、自治体によっては条例等（いわゆる「残土条例」、「土砂条例」）により、残土処分場を設置する（残土を堆積する）場合に際して、許可制度などを定めている場合があります。

なお、盛土規制法の施行、資源有効利用促進法の政省令の改正を踏まえて、比較的多くの自治体では残土条例の見直しが行われているところです。

(1) 残土条例（土砂条例）の事例

< 残土処分場の設置に際しての規制 >（自治体の許可）

埼玉県：3,000 m³以上の土砂のたい積等
 千葉県：3,000 m³以上の埋立・盛土・たい積
 千葉市：300 m³以上の埋立・盛土・たい積
 君津市：500 m³以上の埋立・盛土・たい積
 茨城県：3,000 m³以上の埋立等
 相模原市：3,000 m³以上の埋立等
 京都府：3,000 m³以上の埋立等
 和歌山県：3,000 m³以上の埋立等

< 搬出元となる建設工事への規制 >

千葉県：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付
 千葉市：発生元事業者が「土砂等発生元証明書」に土壌分析結果等を添付

(2) 残土搬出先の確認について

令和3年に発生した静岡県熱海市における斜面地の盛土（搬入された残土）の大規模な崩落事件を契機として、宅地造成規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）が令和5年5月より施行されています。これにより、斜面地への盛土行為（土捨て行為、一時的な堆積を含む）などについて、規制が強化されています。

また、盛土規制法の「基本的な方針」における重要事項として、「建設工事から発生する土の搬出先の明確化等」が示されたため、資源有効利用促進法の政省令が改正されています。この改正内容に、建設発生土の搬出先の確認などの実施事項が定められています。

詳細については、「8-1 資源有効利用促進法、45p～」を参照してください。